

新可燃ごみ処理施設整備事業 環境影響評価書案について



浅川清流環境組合

浅川清流環境組合設立の経緯(1)

平成24年11月

日野市・国分寺市・小金井市による、
ごみ処理の広域化を表明

・平成25年3月13日

広域化の覚書締結

循環型社会形成推進地域計画を環境省に提出

・平成26年1月16日

一部事務組合設立に向けた覚書締結

浅川清流環境組合設立の経緯(2)

- ・ 平成26年2月1日 新可燃ごみ処理施設建設
準備室を日野市に設置
- ・ 12月議会 一部事務組合規約議決
- ・ 平成27年3月2日 東京都より、
一部事務組合設立許可
- ・ 平成27年7月1日 設立議会開催。
「浅川清流環境組合」発足

東京都の環境影響評価制度 について

東京都環境影響評価制度

- ・ 根拠法令

東京都環境影響評価条例（昭和55年制定）

- ・ 理念

事業実施前に、その事業が環境に与える影響を予測・評価し、その内容について、住民や関係自治体などの意見を聴くとともに専門的立場からその内容を審査し、適正な環境配慮がなされるようにする。

東京都環境影響評価制度

計画段階環境影響評価
(東京都の事業が対象)

事業段階環境影響評価

環境影響評価調査計画書

・・・平成26年8月提出

環境影響評価書案

・・・現段階

見解書

環境影響評価書

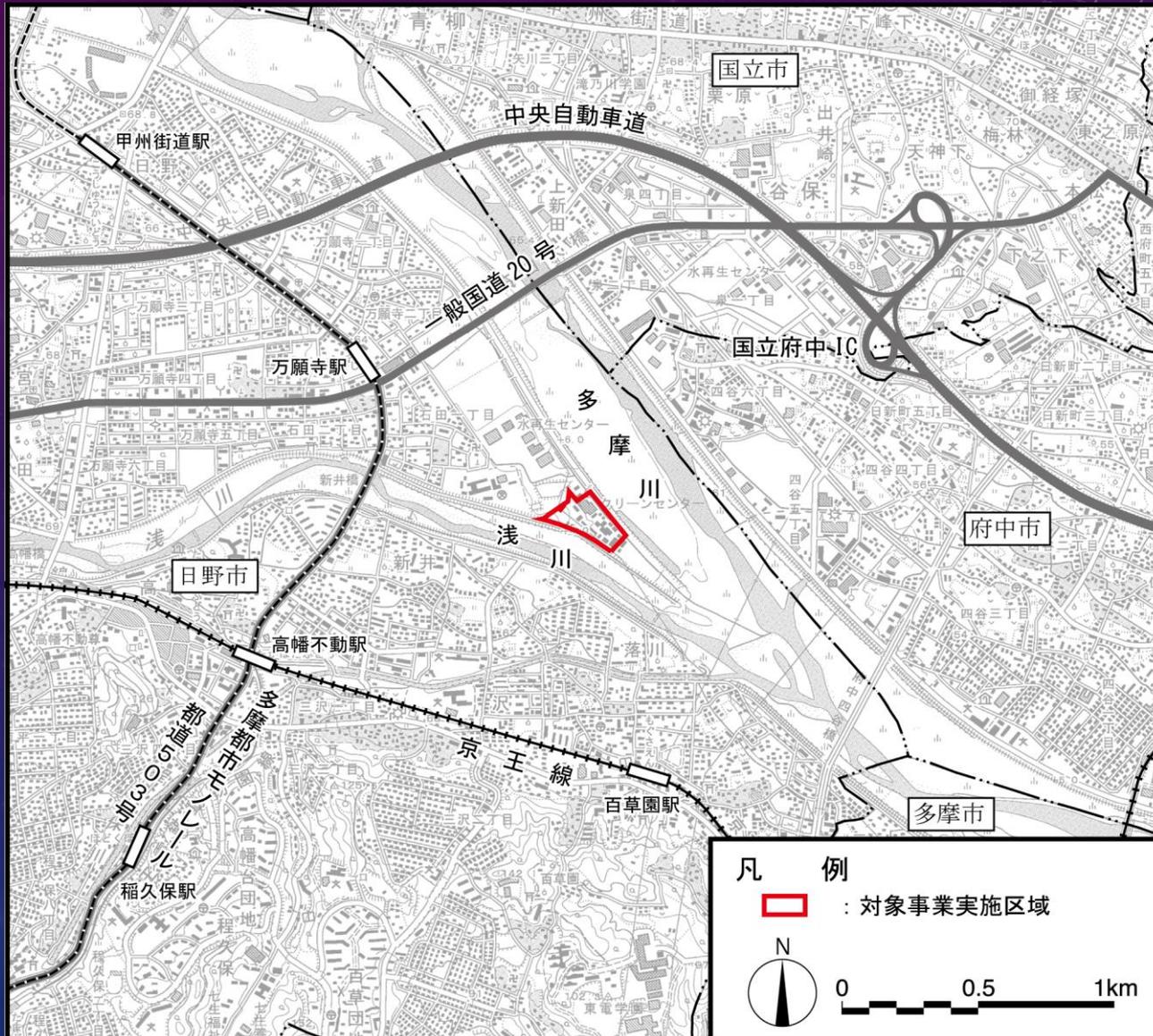
環境影響評価書案に記載した 事業計画について

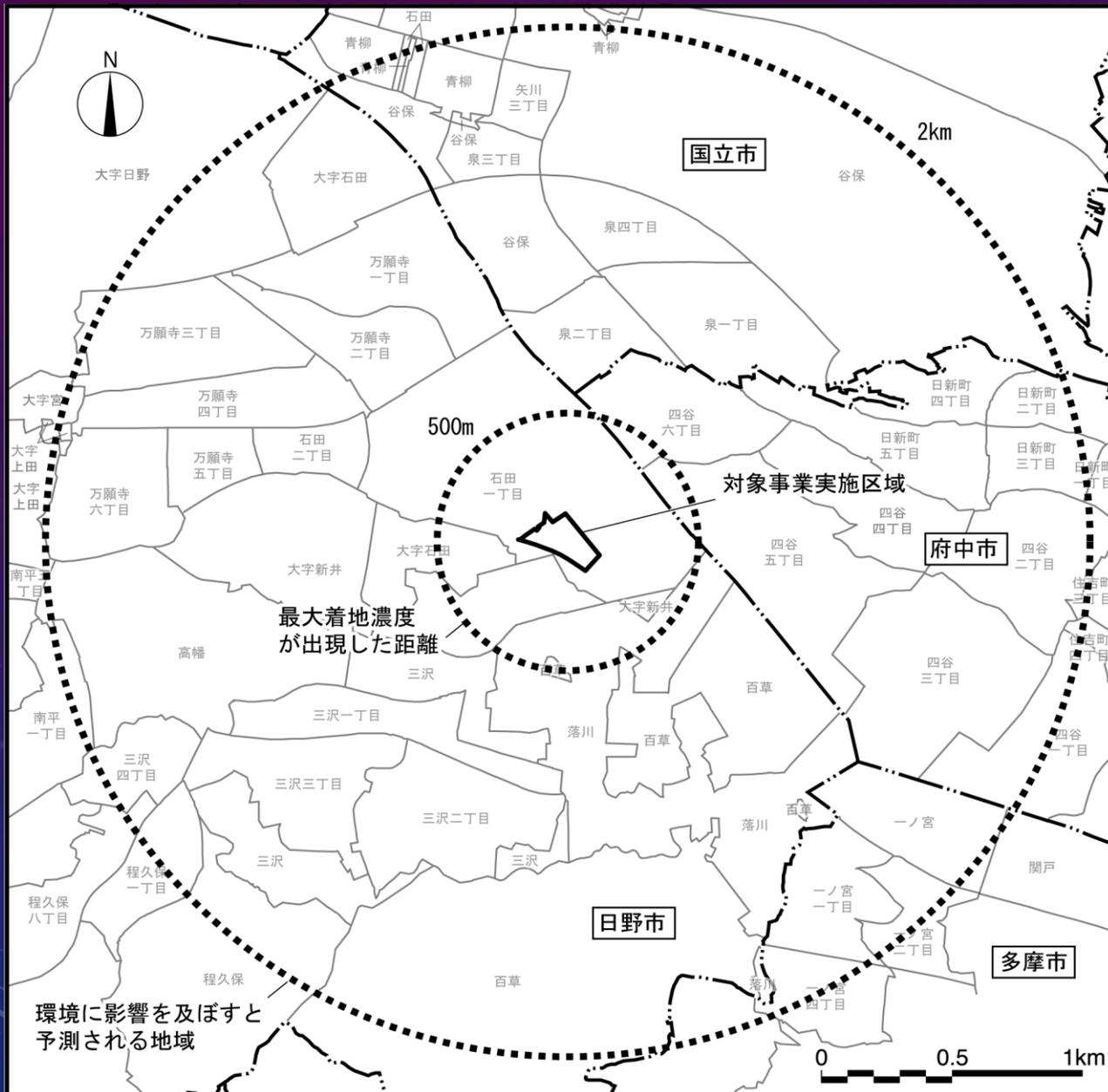
事業計画の概要

項目	内容
所在地	東京都日野市石田一丁目210番地の2
敷地面積	約2.9ha※
処理能力	約228トン/日(約114トン/日・炉×2基)
処理方式	全連続燃焼式(ストーカ炉)
主な建築物等	工場棟(高さ約34m)、煙突(高さ約85m)
工事着手年度	平成29年度(予定)
供用開始年度	平成32年度(予定)

※対象時事業実施区域約2.9haのうち、旧し尿処理施設跡地(約1.1ha)で新可燃ごみ処理施設を計画しており、敷地内のその他の範囲では、日野市が事業を継続します。

対象事業実施区域の位置



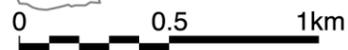


凡例

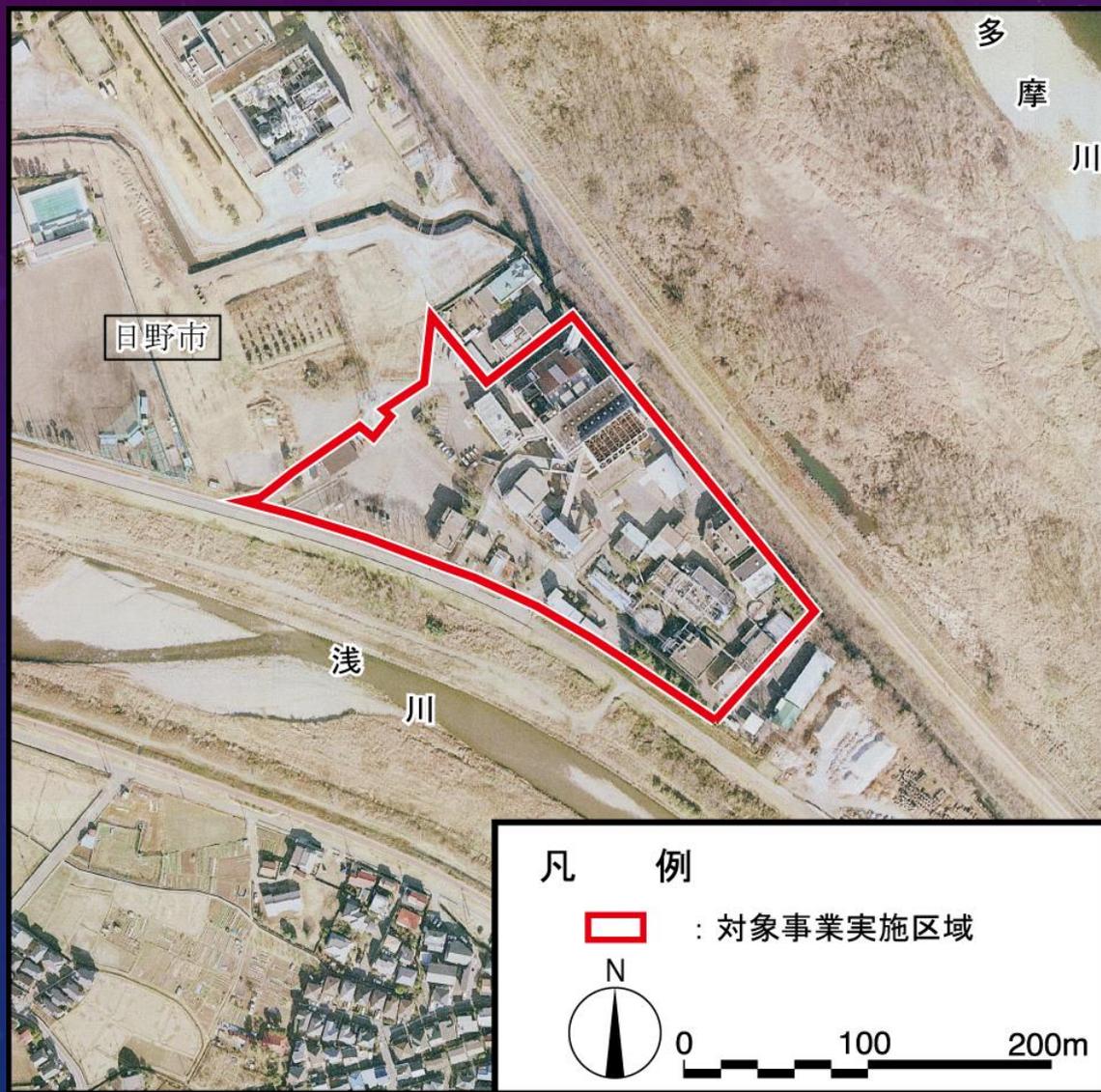
 : 対象事業実施区域

 : 市界

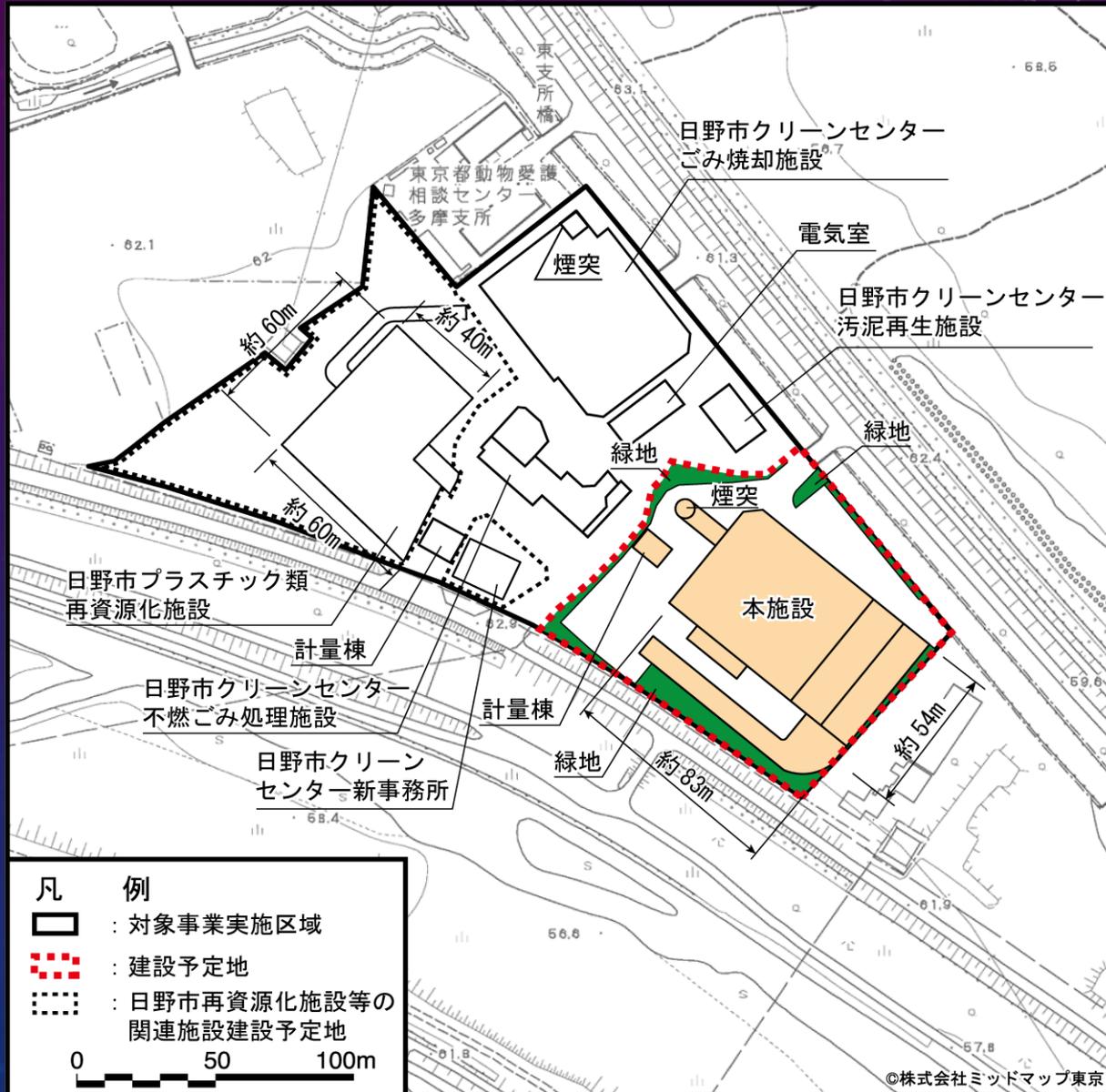
 : 環境に影響を及ぼすと予想される地域



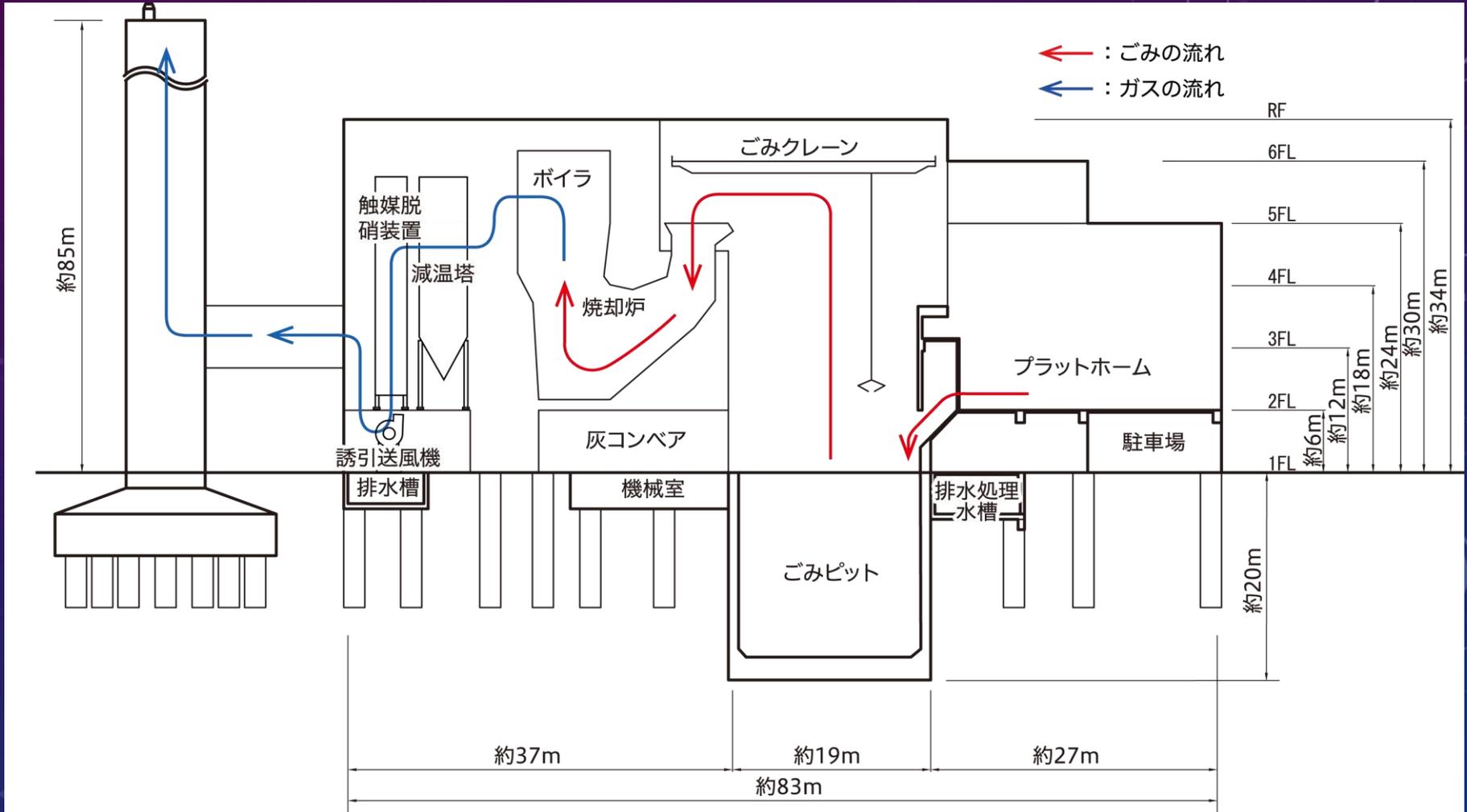
対象事業実施区域の位置



施設配置図



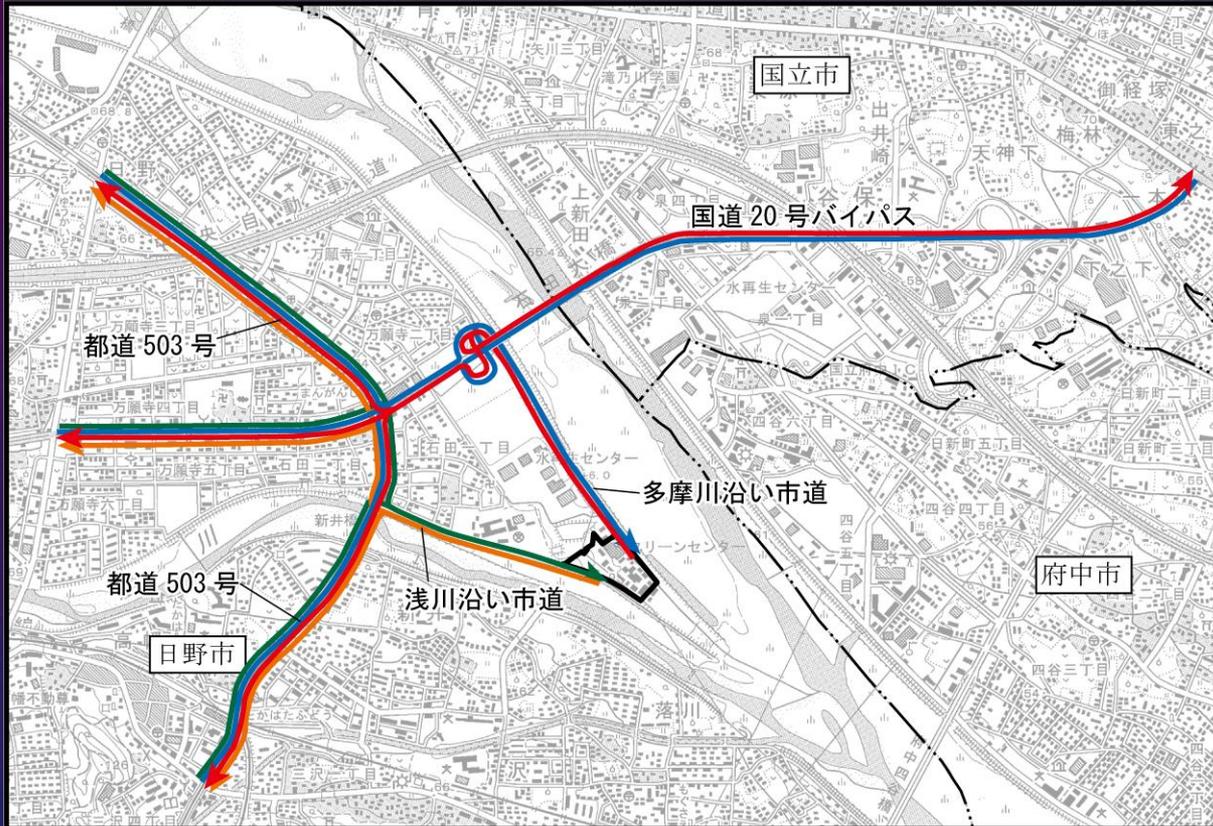
施設の断面形状



運転計画

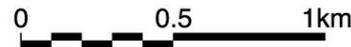
- ・ 稼働時間：24時間
- ・ 搬入時間：土曜日、日曜日及び年末年始を除く
平日午前8時30分～午後4時30分

関係車両運行計画(1)



凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 市界
-  : 関係車両(新可燃ごみ処理施設関連)の主な走行ルート(入車方向)
-  : 関係車両(新可燃ごみ処理施設関連)の主な走行ルート(出車方向)
-  : 関係車両(プラスチック類再資源化施設等関連)の主な走行ルート(入車方向)
-  : 関係車両(プラスチック類再資源化施設等関連)の主な走行ルート(出車方向)



関係車両運行計画(1)

種 類	使用する車両	走行台数(片道)
可燃ごみ収集車両	2～4トンパッカー車 2トンダンプトラック 10トントラック	平均約200台/日
焼却灰の搬出車両	10トンダンプトラック (天蓋装置付き) 10トンジェットパッカー車	平均約4～6台/日
資源物の搬出車両	10トントラック 等	平均約1～2台/日
通勤・連絡車両	一般車両	平均約30台/日

環境保全計画

排出ガス濃度自主規制値

項目	本施設	既存施設	国の基準
ばいじん ($\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$)	0.005以下	0.04以下	0.04以下
硫黄酸化物 (ppm)	10以下	30以下	1,590以下
窒素酸化物 (ppm)	20以下	150以下	250以下
塩化水素 (ppm)	10以下	150以下	430以下
ダイオキシン類 ($\text{ng-TEQ}/\text{m}^3_{\text{N}}$)	0.01以下	0.5以下	既存施設: 1 以下 本施設: 0.1以下
水銀 ($\text{mg}/\text{m}^3_{\text{N}}$)	0.05以下	設定なし	設定なし

環境保全計画

騒音の規制基準

	規制基準		
	昼間(8時から 20時まで)	朝(6時から8時まで) 夕(20時から23時まで)	夜間(23時から 翌日の6時まで)
敷地境界(南東 側30mを除く)	60dB以下	55dB以下	50dB以下
南東側30m	50dB以下	45dB以下	45dB以下

振動の規制基準

	規制基準	
	昼間(8時から19時まで)	夜間(19時から翌日の8時まで)
敷地境界	65dB以下	60dB以下

悪臭の規制基準

	規制基準
敷地境界	臭気指数12以下

工事工程

年 度			平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
本 組 合	新可燃 ごみ処理施設 (本施設)	建築・ プラント 工事	土木工事（基礎工事）	■		
			建築工事（躯体工事・煙突設置工事）		■	
			機械設備工事		■	
			外構工事			■
			試運転			■
	供用開始				➡	
日 野 市	日野市プラスチック類再資源化施設	建築・プラント工事		■		
	日野市クリーンセンター新事務所	建築工事	■			
	日野市クリーンセンター既存事務所等	解体撤去工事	■			

環境影響評価項目の選定 について

環境影響評価項目の選定(2)

環境影響要因の区分		環境影響評価の項目																
		大気汚染	悪臭	騒音・振動	水質汚濁	土壌汚染	地盤	地形・地質	水循環	生物・生態系	日影	電波障害	風環境	景観	史跡・文化財	自然との触れ合い活動の場	廃棄物	温室効果ガス
工事の 施行中	土地の掘削				●	●	●		●	●								
	建設発生土・建設工事に伴う廃棄物の発生																●	
	建設機械の稼働	●		●						●								
	工事用車両の走行	●		●												●		
工事の 完了後	施設の存在										●	●	●					
	地下構造物の存在						●		●									
	施設の稼働	●	●	●		●			●									●
	施設の稼働に伴う廃棄物の発生																●	
	関係車両の走行	●		●												●		

●: 本事業の影響として選定した項目

●: 本事業の影響とともに日野市プラスチック類再資源化施設等の工事及び稼働の影響も踏まえ、選定した項目

予測・評価の結論

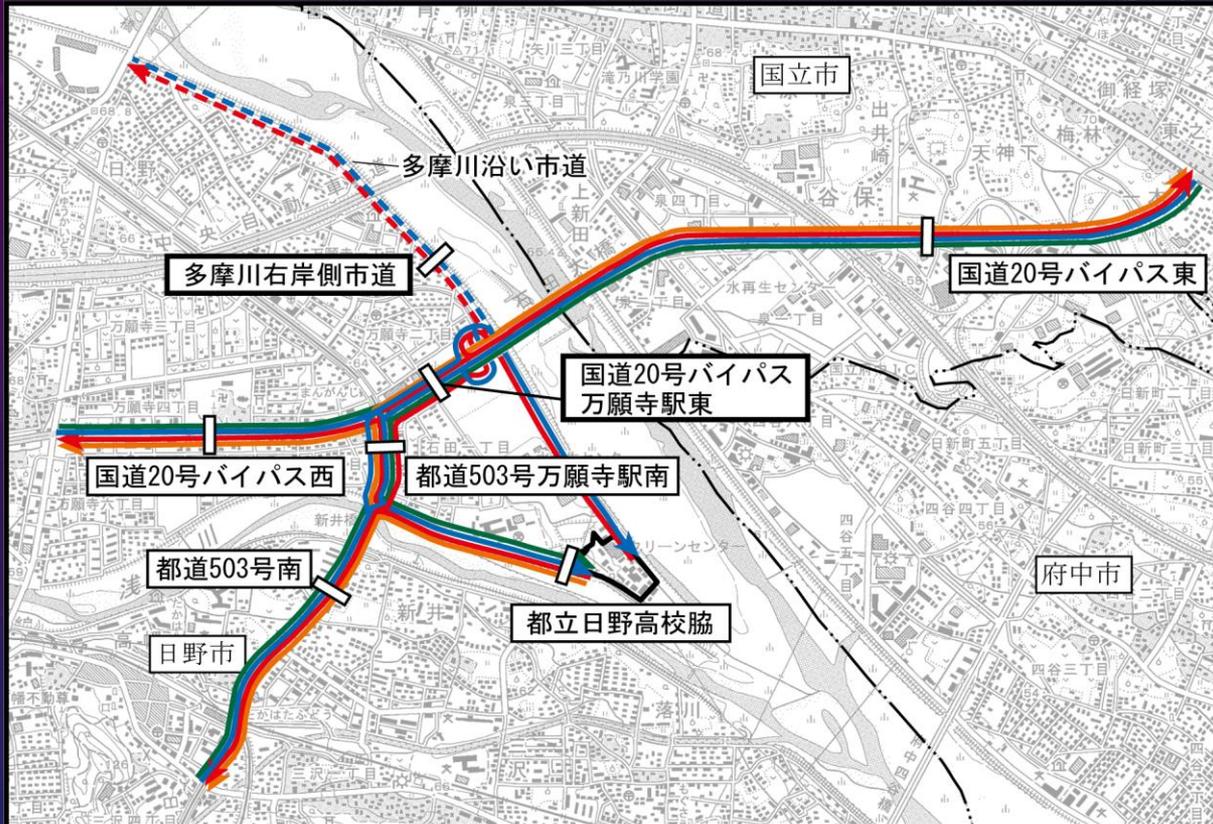
大気汚染(1) 建設機械の稼働

予測事項	予測結果	環境基準値
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.046	0.10以下
二酸化窒素 (ppm)	0.040	0.04~0.06以下

【環境保全のための措置】

排出ガス対策型建設機械の使用 等

大気汚染(2) 工事用車両の走行



凡 例

: 対象事業実施区域
 : 調査・予測地点

: 市界

→ : 工事用車両(新可燃ごみ処理施設関連)の主な走行ルート(入車方向)

← : 工事用車両(新可燃ごみ処理施設関連)の主な走行ルート(出車方向)

→ : 工事用車両(プラスチック類再資源化施設等関連)の主な走行ルート(入車方向)

← : 工事用車両(プラスチック類再資源化施設等関連)の主な走行ルート(出車方向)



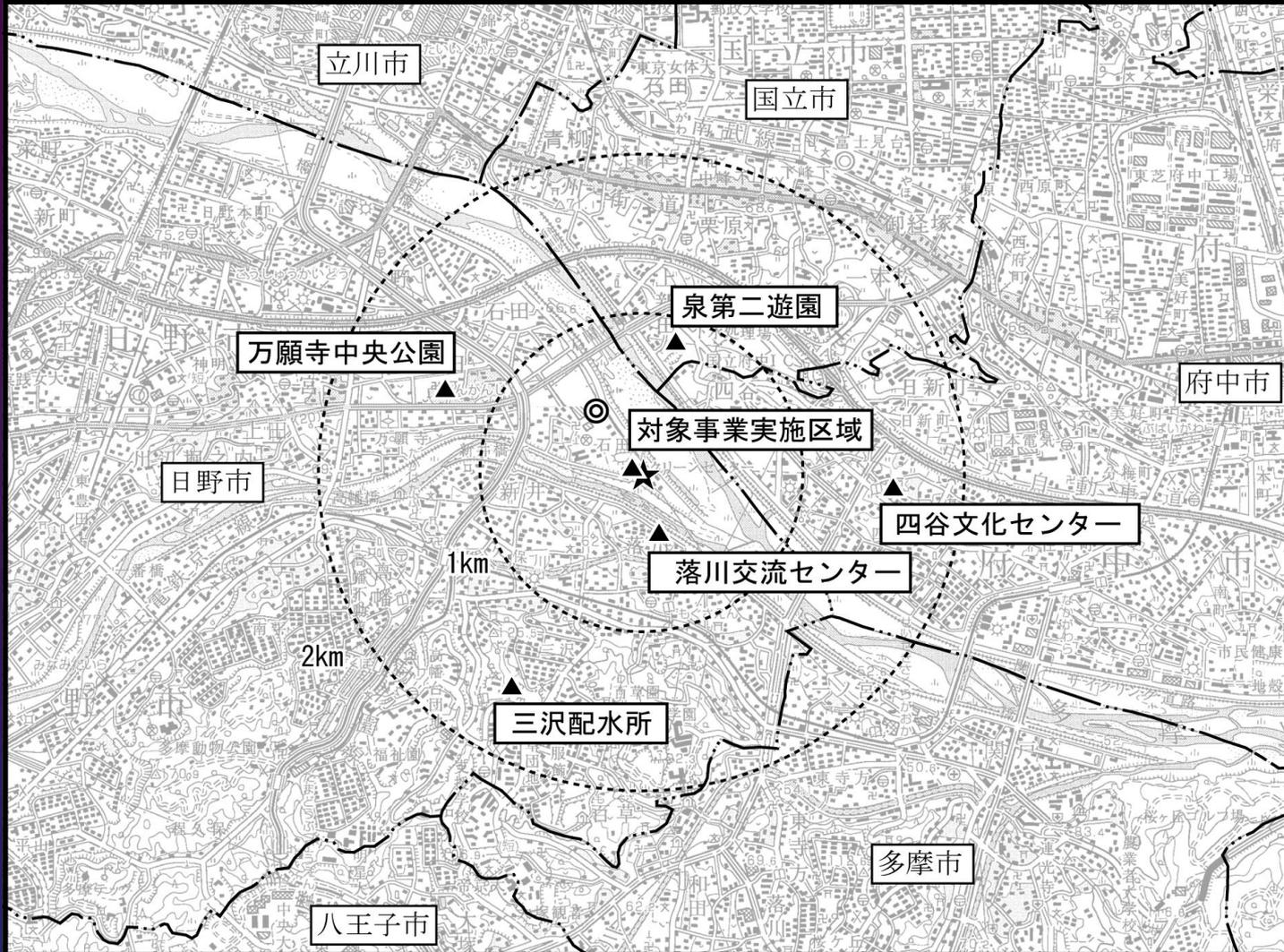
0 0.5 1km

大気汚染(2) 工事用車両の走行

予測事項	予測結果	環境基準値
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.041～ 0.045	0.10以下
二酸化窒素 (ppm)	0.031～ 0.040	0.04～0.06以下

【環境保全のための措置】

指定ルートでの走行、アイドリングストップ 等



凡 例

- ★ : 対象事業実施区域
- · — · — : 市界
- ▲ : 調査・予測地点
- ◎ : 最大着地濃度出現地点



大気汚染(3) 施設の稼働

予測事項	予測結果	環境基準値
二酸化硫黄 (ppm)	0.002	0.04以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.043	0.10以下
二酸化窒素 (ppm)	0.032	0.04~0.06以下

大気汚染(3) 施設の稼働

予測事項	予測結果	環境基準値 その他の指標
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.018	0.6以下
塩化水素 (ppm)	0.001	0.02以下
水銀 (μg/m ³)	0.0025	0.04以下

大気汚染(3) 施設の稼働

【環境保全のための措置】

- ・ろ過式集じん器等の設置による排ガス処理
- ・排ガス濃度自主規制値の遵守

大気汚染(3) 関係車両の走行

予測事項	予測結果	環境基準値
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.041～ 0.045	0.10以下
二酸化窒素 (ppm)	0.030～ 0.038	0.04～0.06以下

【環境保全のための措置】

指定ルートでの走行、アイドリングストップ 等

悪臭

予測事項(臭気指数)	予測結果	規制基準
工場棟からの悪臭の漏洩 (本施設)	10未満	12
焼却炉稼働時煙突からの 悪臭の拡散	10未満	10

【環境保全のための措置】

エアカーテン、ピット内を負圧に保つ 等

騒音・振動(1) 建設機械の稼働

予測事項	予測結果	勧告基準値
建設作業騒音	78 dB	80 dB
建設作業振動	60 dB	70 dB

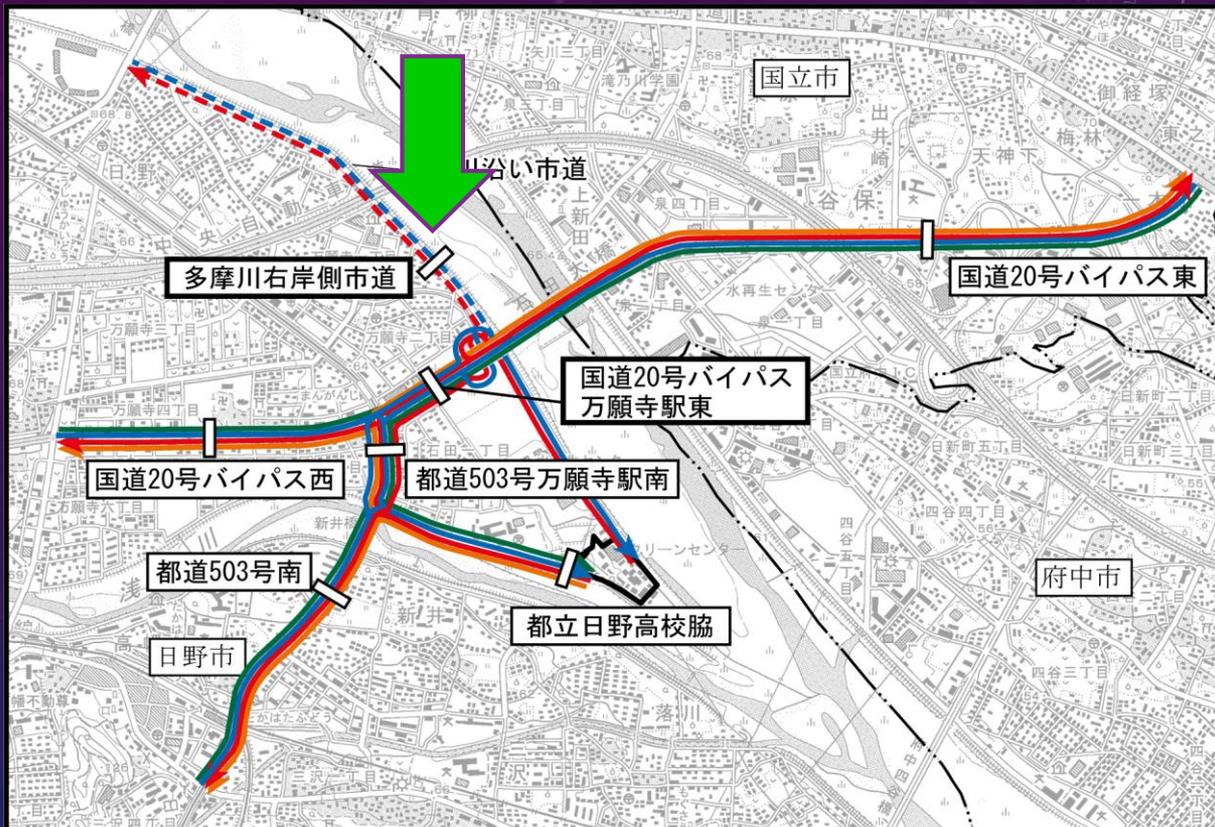
【環境保全のための措置】

- ・低騒音型建設機械の使用
- ・工事工程の検討 等

騒音・振動(2) 工事中車両の走行

予測事項	予測結果	環境基準値等
道路交通騒音	昼間:61~71dB (現況60~71dB)	60~70dB
道路交通振動	昼間:34~48dB 夜間:30未満~41dB	55~65dB

工事用車両の走行による影響



凡 例

: 対象事業実施区域
 : 調査・予測地点

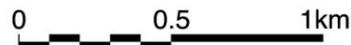
: 市界

→ : 工事用車両(新可燃ごみ処理施設関連)の主な走行ルート(入車方向)

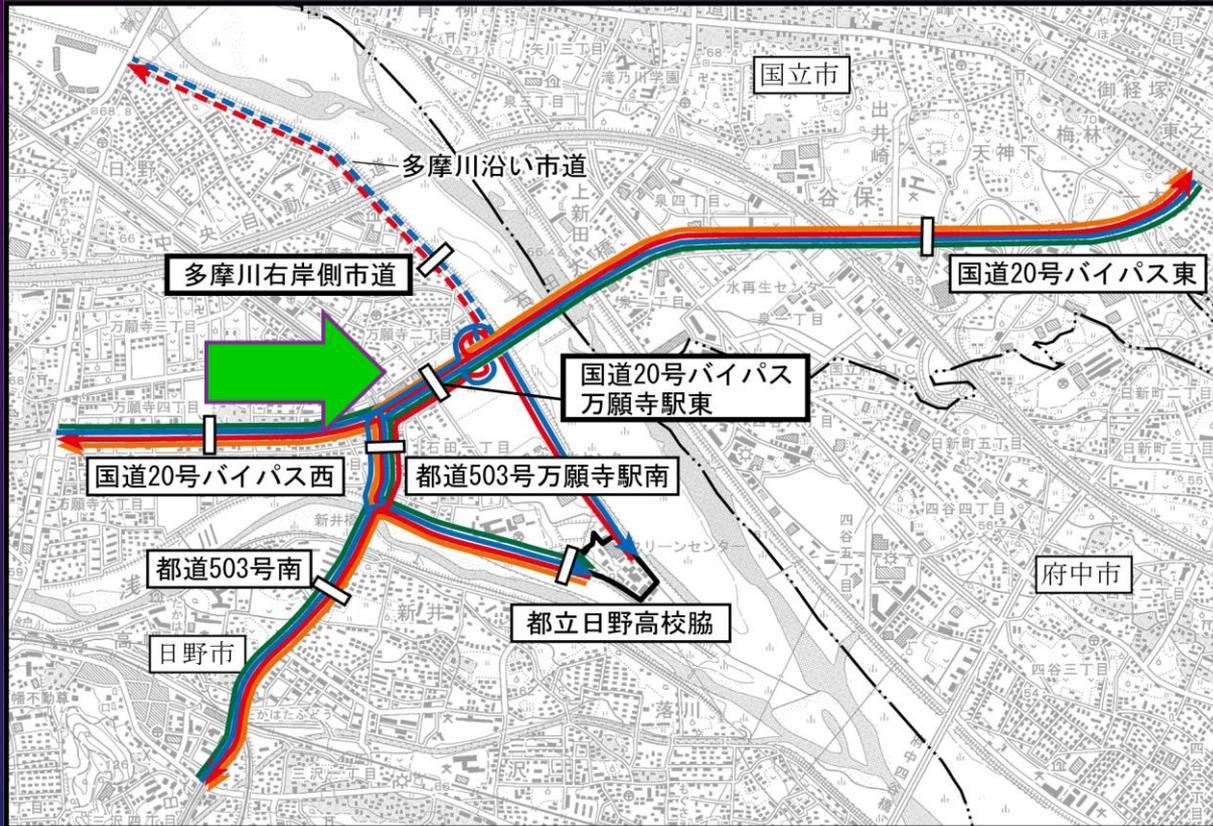
← : 工事用車両(新可燃ごみ処理施設関連)の主な走行ルート(出車方向)

→ : 工事用車両(プラスチック類再資源化施設等関連)の主な走行ルート(入車方向)

← : 工事用車両(プラスチック類再資源化施設等関連)の主な走行ルート(出車方向)



工事用車両の走行による影響



凡 例

: 対象事業実施区域
 : 調査・予測地点

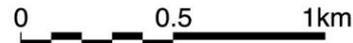
: 市界

→ : 工事用車両(新可燃ごみ処理施設関連)の主な走行ルート(入車方向)

← : 工事用車両(新可燃ごみ処理施設関連)の主な走行ルート(出車方向)

→ : 工事用車両(プラスチック類再資源化施設等関連)の主な走行ルート(入車方向)

← : 工事用車両(プラスチック類再資源化施設等関連)の主な走行ルート(出車方向)



騒音・振動(2) 工事中車両の走行

【環境保全のための措置】

指定ルートでの走行

路上待機しない配慮

空ぶかし禁止

アイドリングストップ 等

騒音・振動(3) 施設の稼働

予測事項		予測結果		規制基準値
騒音	南東側 30mの 範囲 以外	朝	50 dB	55 dB
		昼間	58 dB	60 dB
		夕	50 dB	55 dB
		夜間	50 dB	50 dB
	南東側 30mの 範囲	朝	45 dB	45 dB
		昼間	48 dB	50 dB
		夕	45 dB	45 dB
		夜間	45 dB	45 dB
振動		48 dB		60~65dB

騒音・振動(3) 施設の稼働

【環境保全のための措置】

- ・ 消音器、防音設備の設置
- ・ 屋上設置の機器には防音対策 等

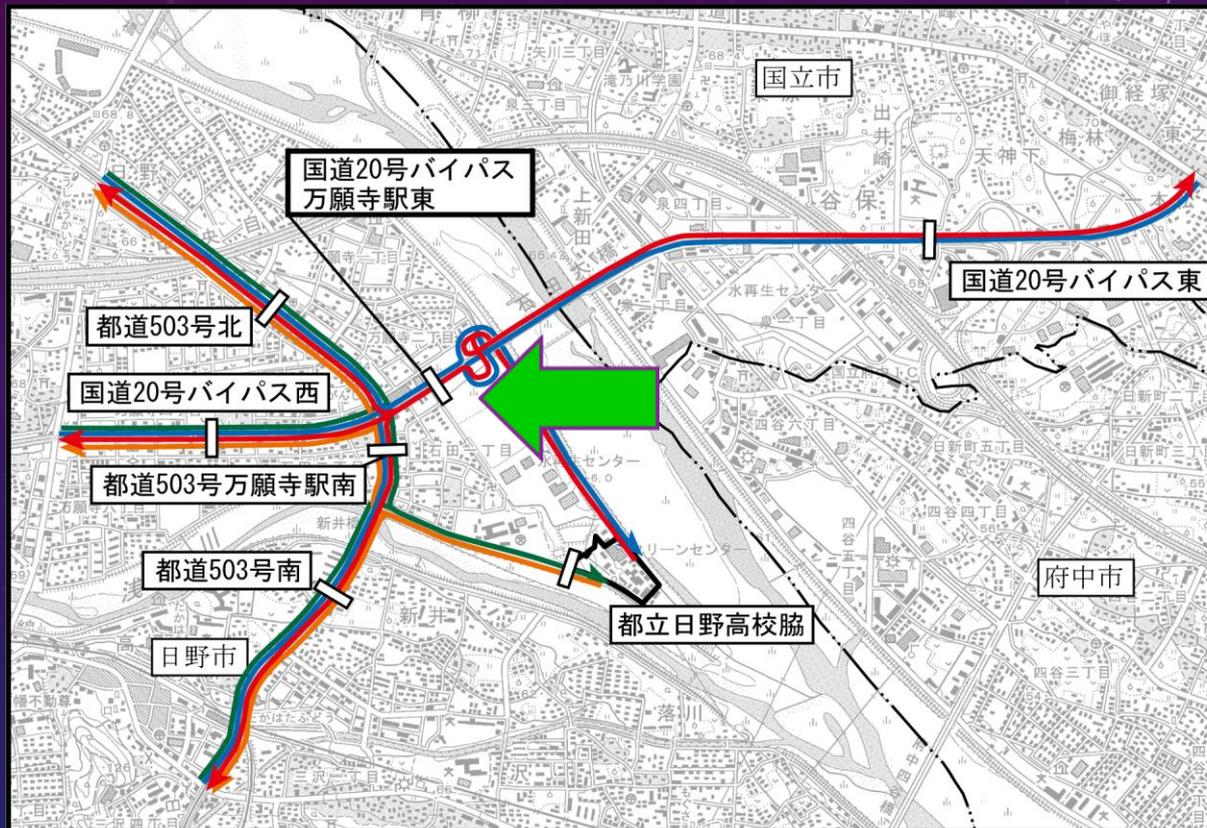
騒音・振動(4) 関係車両の走行

予測事項	予測結果	環境基準値等
道路交通騒音	昼間:59~71dB (現況60~71dB)	65~70dB
道路交通振動	昼間:36~42dB 夜間:30未満~41dB	55~65dB

【環境保全のための措置】

指定ルートでの走行、アイドリングストップ 等

関係車両の走行による影響



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 調査・予測地点
- : 市界
- : 関係車両(新可燃ごみ処理施設関連)の主な走行ルート(入車方向)
- ← : 関係車両(新可燃ごみ処理施設関連)の主な走行ルート(出車方向)
- : 関係車両(プラスチック類再資源化施設等関連)の主な走行ルート(入車方向)
- ← : 関係車両(プラスチック類再資源化施設等関連)の主な走行ルート(出車方向)



0 0.5 1km

水質汚濁(1) 非降雨時

- 土地の掘削に伴い発生する地下水の放流先河川の浮遊物質質量(SS)

根川排水先	多摩川下流側
4.8~8.4mg/L	1.3~6.8mg/L
環境基準値: 25mg/L	

水質汚濁(2) 降雨時

- 土地の掘削に伴い発生する地下水の放流先河川の浮遊物質質量(SS)

根川排水先	多摩川下流側
16mg/L	33mg/L
環境基準値： 25mg/L	現況値： 33mg/L

水質汚濁

【環境保全のための措置】

- ・ 「建設工事等に伴い発生する汚水の基準」
(浮遊物質質量(SS)120mg/L)以下にして排水
- ・ ソイルセメント連続壁を用いて、地下水の湧出を抑える。 等

土壌汚染

- ・ 1区画で鉛及びその化合物の土壌溶出量（G.L.-8m付近）及び土壌含有量（表層）の基準値超過が確認
 - 表層は掘削除去による措置が終了しているが、引き続き関連法令に基づく適切な管理を行う。
 - 土地の形質変更を行う際は、関連法令に基づく届出及び措置を実施する。

土壌汚染

- ・ 本施設の稼働（施設稼働30年）に伴う土壌の将来濃度は、7.9～34pg-TEQ/gになると予測
→環境基準に定める調査指標値「250pg-TEQ/g」を下回る。

土壌汚染

【環境保全のための措置】

- ・ 工事中に汚染された土壌が確認された場合は法令に基づき適正に措置
- ・ 稼働時には毎年モニタリング調査を実施

地盤

- ・ 止水性の高いソイルセメント連続壁を用いることで、掘削の際の土留壁の安定性を確保するため、周辺地盤の変形は生じない。
 - ・ 地下水位を低下させる工法を採用するが、圧密沈下が生じる地層は分布していない。
- 周辺の建築物等に影響が及ぶことはない。

水循環

- ・ 止水性の高いソイルセメント連続壁の設置
- ・ 地下水は西の台地から常に供給
- ・ 不圧帯水層の透水性は良好
- ・ 河川からの供給もあるため地下水位の変化は回避

→地下水の水位・流れに著しい影響は及ぼさない。

地盤・水循環

【環境保全のための措置】

- ・ 継続的に地下水位の測定
- ・ 揚水した地下水は沈澱処理後、根川に放流

生物・生態系

- ・ 騒音影響の抑制・低減
- ・ 濁水発生 の低減
- ・ 夜間照明による影響の低減

→ 調査地域の生息・生育環境にほとんど変化は生じないと考えられるため、生物・生態系に著しい影響を及ぼすことはない。

生物・生態系

【環境保全のための措置】

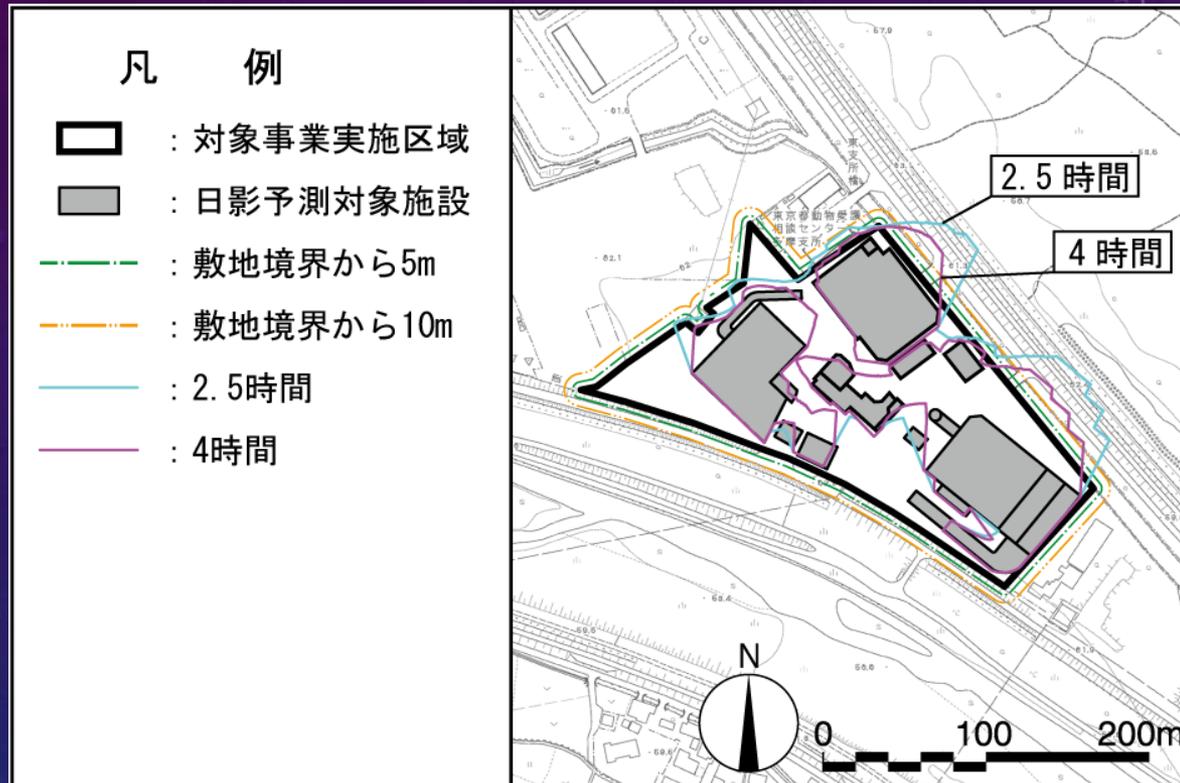
- ・ 低騒音型の機械の採用
- ・ 工事排水は沈砂池によって沈殿処理
- ・ 施設の稼働時の建物外部の照明は、昆虫類の誘引効果の低いLEDランプ等を採用 等

日影

- ・ 北西側で、4時間日影線は敷地境界から5m未満、2.5時間日影線は敷地境界から10m未満
- ・ 北東側で、4時間日影線及び2.5時間日影線は、同条例に定める基準を下回る。

→本施設による日照環境の著しい変化はない。

日影



→本施設による日照環境の著しい変化はない。

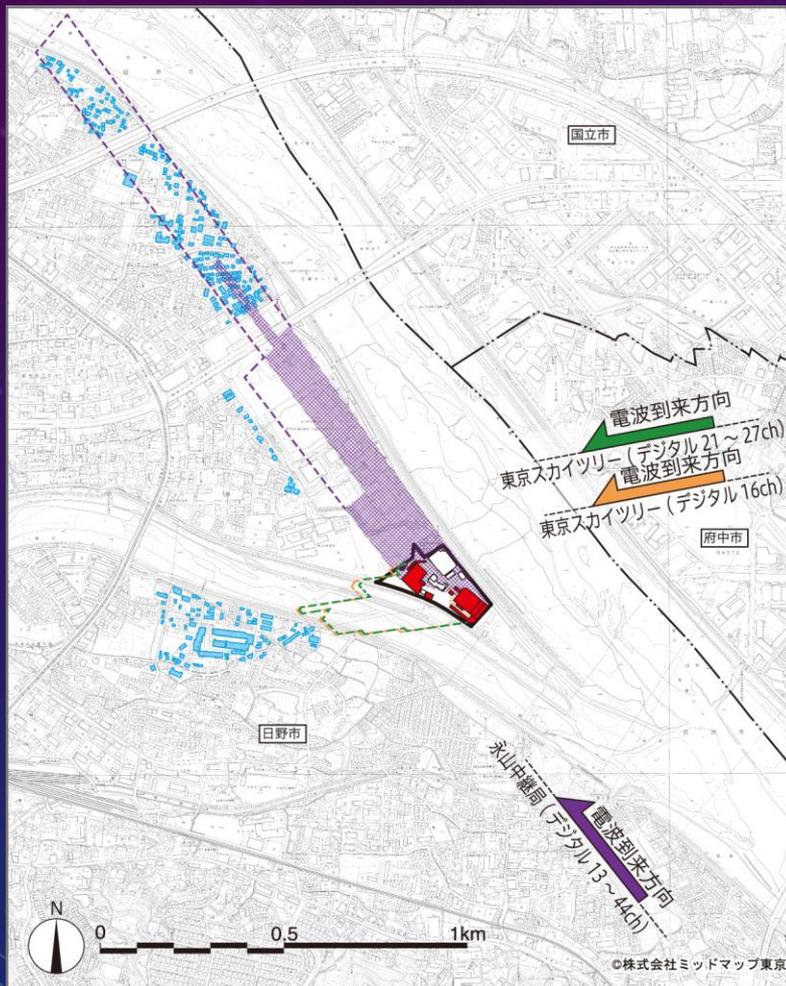
日影

【環境保全のための措置】

施設を南東側付近に配置し、対象事業実施区域北西側からの後退距離を確保

炉室部と煙突を対象事業実施区域中央付近に配置し、対象事業実施区域敷地境界からの後退距離を確保

電波障害



凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 市界
-  : 本施設及びプラスチック類再資源化施設等
-  : 机上検討による遮へい障害範囲
(東京スカイツリー (デジタル21 ~ 27ch))
-  : 机上検討による遮へい障害要確認範囲
(東京スカイツリー (デジタル21 ~ 27ch))
-  : 机上検討による遮へい障害範囲
(東京スカイツリー (デジタル16ch))
-  : 机上検討による遮へい障害要確認範囲
(東京スカイツリー (デジタル16ch))
-  : 机上検討による遮へい障害範囲
(永山中継局 (デジタル13 ~ 44ch))
-  : 机上検討による遮へい障害要確認範囲
(永山中継局 (デジタル13 ~ 44ch))
-  : ケーブルテレビ加入者宅

電波障害

- ・東京局(16ch、21～27ch)については、遮へい障害範囲は対象事業実施区域に収まると予測。
- ・永山中継局(13～44ch)については、対象事業実施区域の北西側に幅約170m、長さ約1kmの範囲で遮へい障害が発生すると予測。

【環境保全のための措置】

ケーブルテレビ、共同受信施設の設置等により、適切な措置を講ずる。

自然との触れ合い活動の場

- ・ 自然との触れ合い活動の場の改変は生じない。
- ・ 工事中車両及び関係車両の走行ルートである市道には自転車歩行者専用道路や歩道が設置されている。

【環境保全のための措置】

- ・ 運転者への交通マナー、安全確保のルールや周辺道路や通学時間帯などの講習・指導
- ・ 故障や不具合による事故発生の未然防止

景 観

- ・ 主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度
 - ・ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度
- 新たに高さ約85mの煙突が出現する。



浅川の対岸から



多摩川の対岸から

景 観

【現 況】



浅川の対岸から



多摩川の対岸から

景 観

【完成予想】



浅川の対岸から



多摩川の対岸から

景 観

【現 況】



多摩川の河川敷から



百草台の高台から

景 観

【完成予想】



多摩川の河川敷から



百草台の高台から

景 観

- ・ 圧迫感の変化の程度
現状より6%～8%程度、形態率が増加

【環境保全のための措置】

- ・ 外壁は周辺環境と調和した意匠・色彩
- ・ 煙突は敷地の中央付近に配置
- ・ 可能な限り樹木を植栽

廃棄物

- ・既存建築物の解体撤去及び建設工事に伴う建設廃棄物(コンクリート塊、金属くず等)
- ・建設廃棄物: 約 2,900 t

【環境保全のための措置】

- ・ 分別を徹底
- ・ 可能な限り再利用
- ・ 再利用できないものは適正に処理・処分 等

廃棄物

・建設工事に伴う建設発生土の排出量

建設発生土： 約17,690 m³

建設汚泥： 約8,200 m³

【環境保全のための措置】

- ・建設発生土は埋戻土として敷地内での使用に努める。
- ・建設汚泥は場内で発生抑制に努める。 等

廃棄物

・施設の稼働に伴う廃棄物の発生量

焼却灰・飛灰： 約5,890t

汚泥： 約 50t

焼却鉄： 約 510t

【環境保全のための措置】

- ・ 焼却灰・飛灰は、エコセメントの原料化
- ・ 焼却鉄は回収して資源化
- ・ 汚泥はごみピットに投入し焼却処理

温室効果ガス

- 施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の程度及びそれらの削減の程度

温室効果ガス排出量： 約59,000t-CO₂

温室効果ガス削減量： 約16,000t-CO₂

総排出量： 約44,000t-CO₂

温室効果ガス

【環境保全のための措置】

・廃熱を利用した発電の実施

→施設の稼働に必要な電力を供給するとともに、電気事業者へ売電

・動力部分のインバータ化

・太陽光パネルの設置 等

今後のスケジュール について

環境影響評価等のスケジュール

- ・ 平成27年12月8日～20日 評価書案説明会
- ・ 平成28年1月20日 意見書提出締切
- ・ 平成28年春 見解書の作成・提出・縦覧
東京都環境影響評価審議会による審査
- ・ 平成28年夏 評価書の公示・縦覧

意見書の提出について

意見書の提出方法

- ・ 意見書の記載事項
氏名及び住所、対象事業の名称、
環境の保全の見地からの意見
- ・ 提出先
東京都環境局総務部環境政策課
(持参または郵送)
- ・ 提出期限(当日消印有効)
平成28年1月20日(水)

新可燃ごみ処理施設整備事業に
ご理解とご協力を
お願いいたします。